

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第50条の2第3項
許認可等の種類	信用事業の譲渡又は譲受けの認可
法令の定め	農業協同組合法第50条の2第3項 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条 同 第51条
審査基準	法令の定めに尽くされているため設定しない。
標準処理期間	総期間 30 日・ <del>月</del> (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 10 日・月 (農政部農業経営局農業経営課) 処分機関 20 日・ <del>月</del> (総合振興局・振興局 )
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号: )
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )